

樹木・竹伐採後の維持管理

—姫路河川国道事務所—

概要

日時：11月13日(月) 8:00～
場所：たつの市揖保川町市場地先
内容：市場自治会による河川敷除草作業

位置図

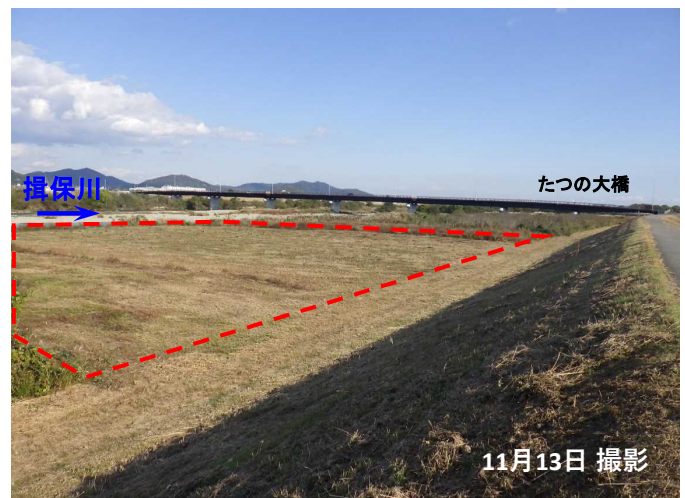
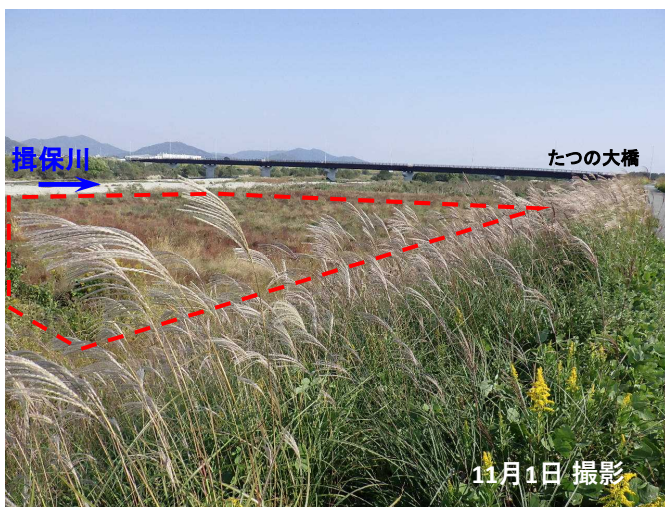


姫路河川国道事務所では、河川の維持管理のため、定期的に河道内に繁茂した樹木等を伐採しています。樹木は伐採後も数年で再繁茂することから、伐採後の良好な環境を維持できるよう地域と連携し、再繁茂対策に取り組んでいます。

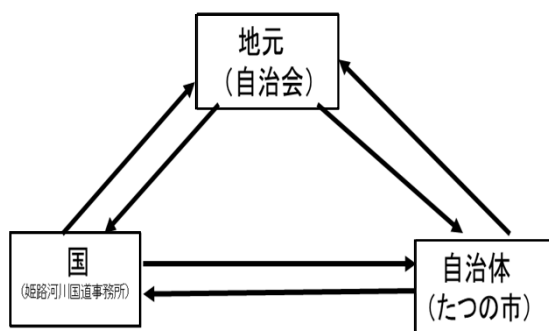
5月は、市場自治会とたつの市、国でゴミ拾い、自治会で高水敷の除草を行いました。

今回(11月13日)、市場自治会が河川敷の除草作業が実施しました。

たつの市揖保川町市場自治会による河川内の除草作業(揖保川右岸6.0～6.2k付近)



伐採後の維持管理



・役割分担

- ①地元(自治会単位)
 - ・定期的な伐採(竹・木)、収集
 - ・定期的なゴミ拾い
 - ②自治体(たつの市)
 - ・地元が伐採した竹林・木やゴミの処分
 - ・道具の支援(軍手・ゴミ袋)
 - ③国(姫路河川国道事務所)
 - ・重機の必要な伐採(竹・木)
 - ・土砂の撤去
- ・定期的な協議
・年2度程度(5月・2月)

■自治会長コメント：

「河畔林がないことで、イノシシなどの獣害も減っていく。
私は来年3月で自治会長の役目を終えるが、自治会としては、例年5月に実施している再繁茂対策・ゴミ拾いも含め、引き続き、この活動を続ける。」

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所 河川管理第一課
〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250 Tel: (079) 282-8211(代)

